

# 医療法人 誠心会 井上病院

## 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

### 重要事項説明書

居宅療養管理指導の提供に関して、以下の内容をご確認下さい。

#### 1. 事業者

法人名称	医療法人 誠心会
事業所名称	井上病院
代表者名	理事長 井上 健
所在地	福岡県糸島市波多江 699 番地 1
電話・FAX	電話番号 092-322-3437 FAX 092-322-5806
法人設立年月日	1999 年 11 月 11 日

#### 2. 事業所の概要

事業所の種類	居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）
事業所名称	井上病院
管理者名	管理者 井上 健
所在地	福岡県糸島市波多江 699 番地 1
電話・FAX	電話番号 092-322-3437 FAX 092-322-5806
指定介護保険事業所 番号	4012019263

#### 3. 従業者の職種、員数

- 医師 常勤 3 名以上
- 看護師 常勤 2 名以上、非常勤 1 名以上

#### 4. 営業日及び営業時間

- 営業日 : 月曜日～土曜日
- 営業時間 : 月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:30  
土曜日 9:00 ～ 12:30
- 休日 : 日曜日、祝祭日、8 月 13～15 日  
12 月 30・31 日～1 月 3 日

## 5. 事業の目的

### (1) 事業の目的

医療法人 誠心会 井上病院が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師、薬剤師、管理栄養士が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

- ・ 居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その自宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- ・ 介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要支援者に対して、その自宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ・ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ・ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- ・ 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指す。
- ・ 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

## 6. 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、医師、薬剤師、管理栄養士による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

## 7. 利用料その他の費用の額

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告知上の額とし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

### 【料金】 医師が行う場合（月2回を限度）

基本項目	単位	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
<u>居宅療養管理指導費 II-1</u> 単一建物居住者1人（ご自宅）の場合	299 単位	¥299	¥598	¥897
<u>居宅療養管理指導費 II-2</u> 単一建物居住者2～9人の場合 （施設やご自宅に患者様が2～9名）	287 単位	¥287	¥574	¥861
<u>居宅療養管理指導費 II-3</u> 単一建物居住者10人以上の場合 （施設等に患者様が10人以上）	260 単位	¥260	¥520	¥780

### 【料金】 当該事業所の管理栄養士が行う場合（月2回を限度）

基本項目	単位	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
<u>居宅療養管理指導費 I-1</u> 単一建物居住者1人（ご自宅）の場合	545 単位	¥545	¥1090	¥1635
<u>居宅療養管理指導費 I-2</u> 単一建物居住者2～9人の場合 （施設やご自宅に患者様が2～9名）	487 単位	¥487	¥974	¥1461
<u>居宅療養管理指導費 I-3</u> 単一建物居住者10人以上の場合 （施設等に患者様が10人以上）	444 単位	¥444	¥888	¥1332

## 8. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

## 9. 支払方法

利用料は、月末締めで計算をして、請求書をお渡しします。翌々月 10 日までに直接事業者（病院窓口）にお支払い下さい。また、口座引き落としや銀行振り込みにも対応いたします。（口座引き落としは翌月 25 日引き落としとなります）

## 10. 実施地域

通常の実施地域は、糸島市市内及び福岡市西区です。（事業所から 16 k m以内）

## 11. 秘密保持

サービスを提供するうえで知り得た個人情報、利用者等の生命・身体に危険がある場合や、サービス提供機関間での情報共有が必要な場合以外では、利用いたしません。従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

## 12. サービス内容に関する苦情処理の体制

苦情があった場合は、医療法人 誠心会 苦情相談窓口が直ちに利用者又は家族と連絡をとり、詳しい事情を確認し、対応策を検討します。また、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に報告し、連携して対応にあたります。さらに、改善策検討会議を行い、記録を保管して再発防止に努めます。

### 【苦情申立窓口】

医療法人誠心会井上病院	苦情相談窓口 責任者 井上尚子 092-322-3681
糸島市役所介護保険課	092-332-2070
福岡市西区役所介護保険課	092-895-7063
国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口 092-642-7859

### 13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	理事長 井上 健
-------------	----------

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
  - ・ 虐待防止の指針を整備しています。
  - ・ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 14. サービス利用に関する留意事項

#### (1) 禁止行為

- ・ 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ・ 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ・ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

#### (2) サービス契約の終了

- ・ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又は、セクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。

### 15. 運営規定の概要

事業者の運営規定の概要（事業の目的・従業員の職種、員数、居宅療養管理指導、予防居宅療養管理指導の内容等）は、重要事項説明書に記載した通りです。

2017年8月 改定 2024年3月 改定  
2018年10月 改定 2024年6月 改定  
2019年10月 改定  
2021年4月 改定  
2022年5月 改定